

平成27年度 決算状況				人 口 増 減 率	27年国調 22年国調 積 度	49,136人 44,461人 10.5%	区 分	住民基本台帳人口	うち日本人	産 業 構 造	都 道 府 県 名	団 体 名	市 町 村 類 型	1-2	
				面 積 密 度	79.16 621	28.1.1 27.1.1 増 減 率	50,323人 49,024人 2.6%	49,905人 48,658人 2.6%	区 分	22年国調	17年国調	08	2350		
歳 入 の 状 況 (単位：千円・%)				構 成 比	経 常 一 般 財 源 等	構 成 比	第 1 次				茨城県 つくばみらい市				
				構 成 比	構 成 比	構 成 比	第 2 次				茨城県 つくばみらい市				
				構 成 比	構 成 比	構 成 比	第 3 次				茨城県 つくばみらい市				
市 町 村 税 の 状 況 (単位：千円・%)															
区 分				区 分				区 分				区 分			
地 方 税				地 方 税				地 方 税				地 方 税			
地 方 議 交 付 金				地 方 議 交 付 金				地 方 議 交 付 金				地 方 議 交 付 金			
配 当 割 交 付 金				配 当 割 交 付 金				配 当 割 交 付 金				配 当 割 交 付 金			
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金				株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金				株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金				株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金			
地 方 消 費 税 交 付 金				地 方 消 費 税 交 付 金				地 方 消 費 税 交 付 金				地 方 消 費 税 交 付 金			
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金				ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金				ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金				ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金			
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金				特 別 地 方 消 費 税 交 付 金				特 別 地 方 消 費 税 交 付 金				特 別 地 方 消 費 税 交 付 金			
自 動 車 取 得 税 交 付 金				自 動 車 取 得 税 交 付 金				自 動 車 取 得 税 交 付 金				自 動 車 取 得 税 交 付 金			
軽 油 引 取 税 交 付 金				軽 油 引 取 税 交 付 金				軽 油 引 取 税 交 付 金				軽 油 引 取 税 交 付 金			
地 方 特 例 交 付 金				地 方 特 例 交 付 金				地 方 特 例 交 付 金				地 方 特 例 交 付 金			
地 方 交 付 税				地 方 交 付 税				地 方 交 付 税				地 方 交 付 税			
内 普 通 交 付 税				内 普 通 交 付 税				内 普 通 交 付 税				内 普 通 交 付 税			
内 特 別 交 付 税				内 特 別 交 付 税				内 特 別 交 付 税				内 特 別 交 付 税			
内 災 災 復 興 特 別 交 付 税				内 災 災 復 興 特 別 交 付 税				内 災 災 復 興 特 別 交 付 税				内 災 災 復 興 特 別 交 付 税			
(一 般 財 源 計)				(一 般 財 源 計)				(一 般 財 源 計)				(一 般 財 源 計)			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金				交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金				交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金				交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			
分 担 金 ・ 負 担 金				分 担 金 ・ 負 担 金				分 担 金 ・ 負 担 金				分 担 金 ・ 負 担 金			
使 用 料				使 用 料				使 用 料				使 用 料			
手 数 料				手 数 料				手 数 料				手 数 料			
国 庫 支 出 金				国 庫 支 出 金				国 庫 支 出 金				国 庫 支 出 金			
(特 別 区 財 調 交 付 金)				(特 別 区 財 調 交 付 金)				(特 別 区 財 調 交 付 金)				(特 別 区 財 調 交 付 金)			
都 道 府 県 支 出 金				都 道 府 県 支 出 金				都 道 府 県 支 出 金				都 道 府 県 支 出 金			
財 産 取 入 金				財 産 取 入 金				財 産 取 入 金				財 産 取 入 金			
寄 附 金				寄 附 金				寄 附 金				寄 附 金			
繰 上 金				繰 上 金				繰 上 金				繰 上 金			
繰 越 金				繰 越 金				繰 越 金				繰 越 金			
諸 収 入				諸 収 入				諸 収 入				諸 収 入			
地 方 債				地 方 債				地 方 債				地 方 債			
うち 減 取 補 填 債 (特 例 分)				うち 減 取 補 填 債 (特 例 分)				うち 減 取 補 填 債 (特 例 分)				うち 減 取 補 填 債 (特 例 分)			
うち 臨 時 財 政 対 策 債				うち 臨 時 財 政 対 策 債				うち 臨 時 財 政 対 策 債				うち 臨 時 財 政 対 策 債			
歳 入 合 計				歳 入 合 計				歳 入 合 計				歳 入 合 計			
7,524,539	36.4	7,159,025	66.0	7,159,025	95.1	7,159,025	95.1	7,159,025	95.1	7,159,025	95.1	7,159,025	95.1	7,159,025	95.1
254,248	1.2	254,248	2.3	254,248	3.5	254,248	3.5	254,248	3.5	254,248	3.5	254,248	3.5	254,248	3.5
9,119	0.0	9,119	0.1	9,119	0.1	9,119	0.1	9,119	0.1	9,119	0.1	9,119	0.1	9,119	0.1
34,595	0.2	34,595	0.3	34,595	0.3	34,595	0.3	34,595	0.3	34,595	0.3	34,595	0.3	34,595	0.3
33,864	0.2	33,864	0.3	33,864	0.3	33,864	0.3	33,864	0.3	33,864	0.3	33,864	0.3	33,864	0.3
748,048	3.6	748,048	6.9	748,048	10.4	748,048	10.4	748,048	10.4	748,048	10.4	748,048	10.4	748,048	10.4
109,271	0.5	109,271	1.0	109,271	1.5	109,271	1.5	109,271	1.5	109,271	1.5	109,271	1.5	109,271	1.5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
46,335	0.2	46,335	0.4	46,335	0.6	46,335	0.6	46,335	0.6	46,335	0.6	46,335	0.6	46,335	0.6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
52,658	0.3	52,658	0.5	52,658	0.7	52,658	0.7	52,658	0.7	52,658	0.7	52,658	0.7	52,658	0.7
2,732,369	13.2	2,354,346	21.7	2,354,346	33.1	2,354,346	33.1	2,354,346	33.1	2,354,346	33.1	2,354,346	33.1	2,354,346	33.1
2,354,346	11.4	2,354,346	21.7	2,354,346	33.1	2,354,346	33.1	2,354,346	33.1	2,354,346	33.1	2,354,346	33.1	2,354,346	33.1
322,026	1.6	322,026	3.6	322,026	4.5	322,026	4.5	322,026	4.5	322,026	4.5	322,026	4.5	322,026	4.5
55,997	0.3	55,997	0.6	55,997	0.8	55,997	0.8	55,997	0.8	55,997	0.8	55,997	0.8	55,997	0.8
11,545,046	55.9	10,801,509	99.6	10,801,509	150.4	10,801,509	150.4	10,801,509	150.4	10,801,509	150.4	10,801,509	150.4	10,801,509	150.4
4,210	0.0	4,210	0.0	4,210	0.0	4,210	0.0	4,210	0.0	4,210	0.0	4,210	0.0	4,210	0.0
30,723	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
357,035	1.7	21,940	0.2	21,940	0.3	21,940	0.3	21,940	0.3	21,940	0.3	21,940	0.3	21,940	0.3
27,208	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,874,693	13.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,439,074	7.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
89,672	0.4	16,714	0.2	16,714	0.2	16,714	0.2	16,714	0.2	16,714	0.2	16,714	0.2	16,714	0.2
45,229	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
654,364	3.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
476,699	2.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
336,996	1.6	3,366	0.0	3,366	0.0	3,366	0.0	3,366	0.0	3,366	0.0	3,366	0.0	3,366	0.0
2,790,100	13.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
632,400	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20,671,049	100.0	10,847,739	100.0	10,847,739	147.8	10,847,739	147.8	10,847,739	147.8	10,847,739	147.8	10,847,739	147.8	10,847,739	147.8

(注) 1. 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。
2. 東京都特別区における基準財政収入額及び基準財政需要額は、特別区財政調整交付金の算出に要した値であり、財政力指数は、前記の基準財政需要額及び基準財政収入額により算出。
3. 産業構造の比率は分母を就業人口総数とし、平成22年国調は分類不能の産業を除き、平成17年国調は分類不能の産業を含んでいる。
4. 住民基本台帳人口については、住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度以降、調査年度の1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載。
5. 面積については、調査年度の10月1日現在の市区町村、都道府県、全国の状況をとりまとめた「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)による。
6. 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合、「給料月額(百円)」及び「一人当たり平均給料月額(百円)」を「アスタリスク(*)」としている。(その他、数値のない欄については、すべてハイフン(-)としている。)